

○香芝市一般廃棄物収集運搬業務委託最低制限価格制度実施要綱

令和4年4月1日

要綱・通知

管財課

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市が競争入札(以下「入札」という。)により一般廃棄物収集運搬委託業務に係る契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(同令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格の算出)

第2条 最低制限価格は、予定価格に110分の100を乗じ、その額に10分の7.5を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)に、さらに100分の110を乗じて得た額とする。

(落札者の決定)

第3条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(最低制限価格の記載)

第4条 最低制限価格を設定したときは、最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。

(最低制限価格の周知)

第5条 最低制限価格を設定したときは、当該入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。